

荒川流域エコネット地域づくり推進協議会 傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、荒川流域エコネット地域づくり推進協議会規約の第7条第2項の規定に基づき、荒川流域エコネット地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、第4条の規定により協議会を傍聴する者をいう。

(協議会開催の周知)

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として協議会開催日の7日前までに一定の方法（インターネット等）により周知するものとする。周知後、公表内容に変更が生じた場合も同様の方法により周知するものとする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、協議事項、傍聴の可否、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条の規定により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録手続きを行わなければならない。

2 傍聴の登録手続きを行った者は、受付にて名簿の確認を行った上で会場に入室するものとする。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- 一 協議会の撮影、録画をしてはならない。
ただし、協議会冒頭での頭撮りを除く。
- 二 協議会の録音をしてはならない。
- 三 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- 四 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- 五 プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- 六 ビラ等の配布を行ってはならない。
- 七 みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- 八 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- 九 前各号に掲げるもののほか、協議会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第6条 会長は、傍聴人が第5条の規定に違反した場合には、傍聴人に会場からの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第7条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成29年11月16日から施行する。